

業務委託仕様書

1 H30 眞奥用水路機能保全計画策定業務

2 事業の目的

本事業は、海士町大字海士地内において昭和 36 年～37 年に設置された、眞奥ため池を水源とする農業用水路の現状把握と機能診断を行い、今後の維持管理を含めた機能保全計画を策定することを目的とする。

3 業務内容

本事業は、「農業水利施設の長寿命化のための手引き（平成 27 年 11 月農林水産省）」および「農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」（平成 28 年 8 月農林水産省）」に基づき業務を実施する事とするが、詳細な実施項目については、本町職員と受託者で協議のうえ決定する。

4 委託期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 18 日（月）まで

5 実績報告書の提出

事業終了後、事業成果をまとめた実績報告書を印刷物及び電子データにて提出する。

6 委託料の支払い

実績報告書を提出後、本町で検査した後に支払うものとする。

7 業務進行上の注意

- (1) 当委託業務は、島根県設計・測量・調査等業務共通仕様書および海士町公共土木設計業務等委託契約約款によるほか、本仕様書に基づき施行すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、本町職員と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に職員と密接な連携を図り、本町の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (4) 受託者は、詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ職員と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、当業務における計算の根拠、資料等をすべて明確にしておかなければならない。

8 守秘義務、及び個人情報の保護

受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、「海士町個人情報保護条例」を遵守しなければならない。

9 損害賠償

本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害については、受託者が一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。